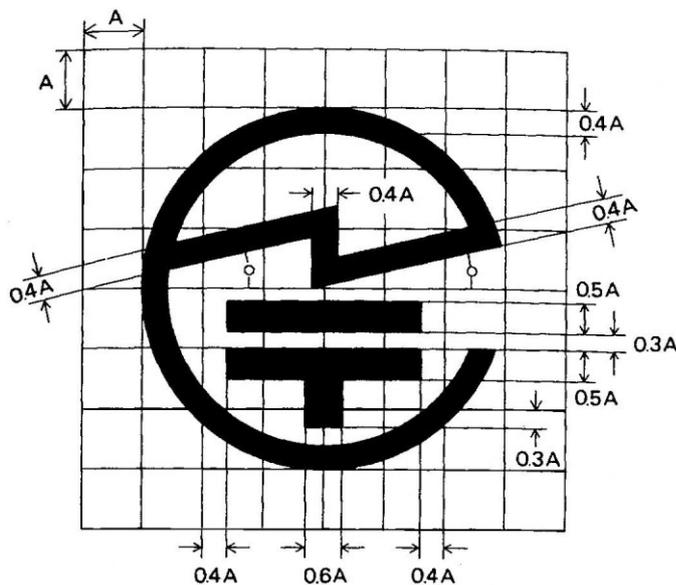


認定、認証表示に係る規定

1. 認定、認証表示の様式

認定又は認証を受けた端末機器に表示する事項は、次の様式の表示及びそれに付加する記号並びに技術基準適合認定番号又は設計認証番号とする。

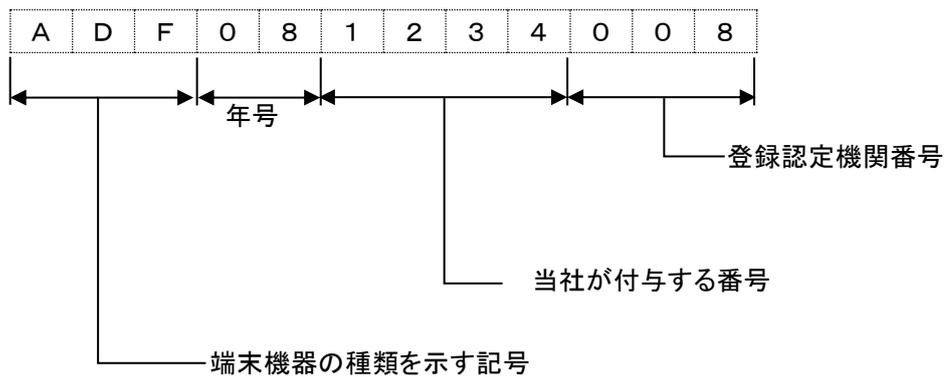


- 1) マークの大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2) 認定の場合は、表示の近傍に記号 $\square A$ 及び技術基準適合認定番号、認証の場合は $\square \square$ 及び設計認証番号を付加する。
- 3) 材料は、容易に損傷しないものであること。
(電磁的方法によって表示を付す場合を除く。)
- 4) 地色は、適宜とすること。但し、表示を容易に識別することができるものであること。

2. 技術基準適合認定及び設計認証番号

- 1) 認定番号又は認証番号の最初の文字は、端末機器の区分に従い、次表に定める記号とする。
- 2) 記号に続く番号2文字は、技術基準適合認定又は認証の申込があった西暦年号の下2桁の数字とする。それに続く4桁の番号は、認定を受けた端末機器または認証を受けた設計ごとに当社が付与する。
- 3) 末尾の3桁の番号は、登録認定機関の区分として当社に割り当てられた008とする。
- 4) 認定又は認証が、二種類以上の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときは、当該種類の端末機器それぞれについて、次表に定める記号を列記することとする。

3. 技術基準適合認定番号、設計認証番号の付し方例

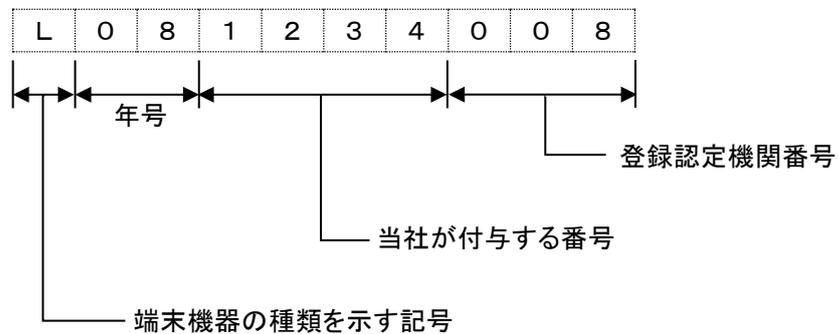


4. 端末機器の種類を区別する記号

端末機器の種類	記号
アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器	A
インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	E
インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	F
無線呼出用設備に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D

技術的条件適合認定表示に係る規定

- 1) 当該技術的条件に適合している端末機器は、技術的条件適合認定番号を表示するものとする。
- 2) 技術的条件適合認定番号の最初の文字は、端末機器の区分に従い、次表に定める記号とする。
- 3) 記号に続く番号2文字は、技術的条件認定の申込があった西暦年号の下2桁の数字とする。それに続く4桁の番号は、条件認定を受けた端末機器ごとに当社が付与する。
- 4) 末尾の3桁の番号は、登録認定機関の区分として当社に割り当てられた008とする。
- 5) 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 6) 地色は、適宜とすること。但し、表示を容易に識別することができるものであること。



端末機器の種類	記号
移動通信用設備に接続される端末機器	J
専用通信回線設備等に接続される端末機器	L
インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	M
その他の通信用設備に接続される端末機器	K